

商 品 概 要 説 明 書

2019年10月1日現在

投資信託は、ファンドごとに商品内容が異なりますので、お申込みにあたっては「目論見書」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

| | |
|-------|---|
| 商品名 | 投資信託 |
| 販売対象 | 制限ありません。 |
| 信託期間 | 無期限のファンドと信託期間の定めがあるファンドがあります。 |
| 購入方法 | <p>当行取り扱いのファンドは窓口にお問い合わせください。なお、<u>お預け入れ</u>については、「<u>特定口座</u>」、「<u>一般口座</u>」、「<u>NISA口座</u>」のいずれかをご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込受付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日お申し込みできます。ただし、海外市場の休場等により翌営業日以降の取り扱いになるファンドもあります。 ・ 申込単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドごとに異なります。 ・ 約定日 <ul style="list-style-type: none"> ・ お申込日、お申込日の翌営業日もしくはお申込日の翌々営業日が約定日になります。また、一部特定日を定めてあるファンドもあります。 ・ 申込価額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 約定日の基準価額となります。 |
| 受渡方法 | 投資信託受益権振替決済口座は当行で管理します。 |
| 決算日 | 各ファンドごとに定められています。 |
| 収益分配金 | <p>分配金額は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定しますが、その判断により分配を行わないこともあります。分配金は、預貯金の利息と異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。ファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。収益分配金の全額から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に全額再投資する「分配金再投資コース」と、指定預金口座にてお受け取りいただく「分配金受取コース」があります。（一部のファンドにおいてはいずれかのコースの取扱いがありません。）</p> |
| 解約方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約受付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日受付けします。 ただし、海外市場の休場等により翌営業日以降の取り扱いになるファンドもあります。 ・ 解約単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1口単位で解約できます。（ファンドにより1円単位で解約できるものもあります。） |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・解約価額 ・解約代金の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・解約のお申込日、お申込日の翌営業日もしくはお申込日の翌々営業日の基準価額になります。 ・申込日から4～7営業日以降に指定預金口座に入金します。 |
| <p>手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込手数料 ・解約手数料 ・信託財産留保額 ・信託報酬 ・その他費用 | <p>当行取り扱いファンドにおける手数料および料率はファンドごとに異なりますので、各ファンドの「目論見書」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大3.3%(消費税込み) 購入時にかかる手数料です。申込金額に対して各ファンドごとに決められた料率で算出します。 ・公社債投資信託の場合、1万口につき10円の解約手数料がかかります。その他ファンドには解約手数料はありません。 ・最大0.5% (信託財産留保額不要のファンドもあります。) 株式等の売却費用としてファンドに残すものです。 ・純資産総額に対して最大 年率2.42%(消費税込み) ファンドの運用や管理の対価として、信託期間中にかかる費用です。各ファンドごとに決められた料率で算出し、信託財産から差し引かれます。 ・監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用 等 |
| <p>課税方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・公社債投資信託 収益分配金や解約による換金時および償還時の元本超過額に対して、源泉分離課税されます。 ・株式投資信託 収益分配金(普通分配金)に対して、源泉徴収されます。 解約または償還に関する譲渡益に対しては、申告分離課税となります。 ・個人の方は源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)、法人は総合課税15.315%(国税15.315%)の対象となります。 <p>※上記の国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。2013年1月1日から2037年12月31日までは復興特別所得税が課税され、国税15.315%を源泉徴収いたします。</p> |
| <p>重要事項について</p> | <ol style="list-style-type: none"> ①投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ②投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ③元本が保証されている商品ではありません。 ④投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。 ⑤A. 「主な投資対象が国内の株式(債券)であるファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら株式(債券)の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 B. 「主な投資対象が株式・債券にわたり、かつ国内・海外の資産に投資する |

| | |
|------------|---|
| | <p>ファンドの場合」</p> <p>組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら発行者の信用状況の悪化、さらに為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。</p> <p>※各ファンドごとにリスクは異なりますので、詳細は「目論見書」をご覧ください。</p> |
| その他参考となる事項 | <p>①当行取り扱いのファンドでは、マル優のお取り扱いはできません。</p> <p>②購入資金は、お申込み時にお預かりいたします。</p> <p>③一旦成立した取引は、取り消すことができません(金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません)。</p> <p>④通帳・証書はなく、取引残高書、取引残高報告書等を郵送します(取引や残高などをご確認ください)。</p> <p>⑤決算ごとに運用報告書を郵送します。</p> <p>⑥解約等によりファンドの受益権総口数が一定の口数を下回った場合は、信託期間の途中で信託を終了することがあります。</p> |

- ・ 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
- ・ 苦情処理措置及び紛争解決措置
 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用
 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
 : 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先
 : 電話番号 0120-64-5005

商号等 : 株式会社鳥取銀行 登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号
 加入協会 : 日本証券業協会